

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、一定の人間関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。(「いじめ防止対策推進法第2条」)なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2. 組織

(1) 委員

- ① 校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター、該当学年主任、担任、その他関係教職員
- ② 必要に応じて、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等、外部専門機関担当者を含めた柔軟な組織とし、機動的に運用できるよう工夫する。また、迅速な対応が必要な事案については、関連する委員で「小委員会」を開き検討する。

(2) 未然防止・早期発見対策に係るいじめ対策委員会《適宜開催》

① 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定
- ・ 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

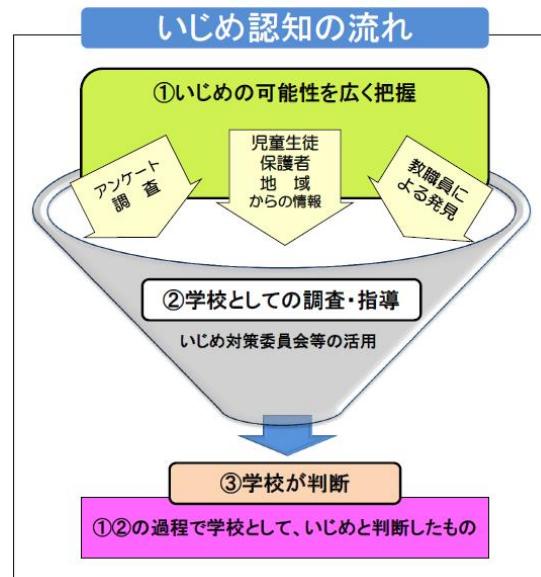
② 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケート等の実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童の状況の共有

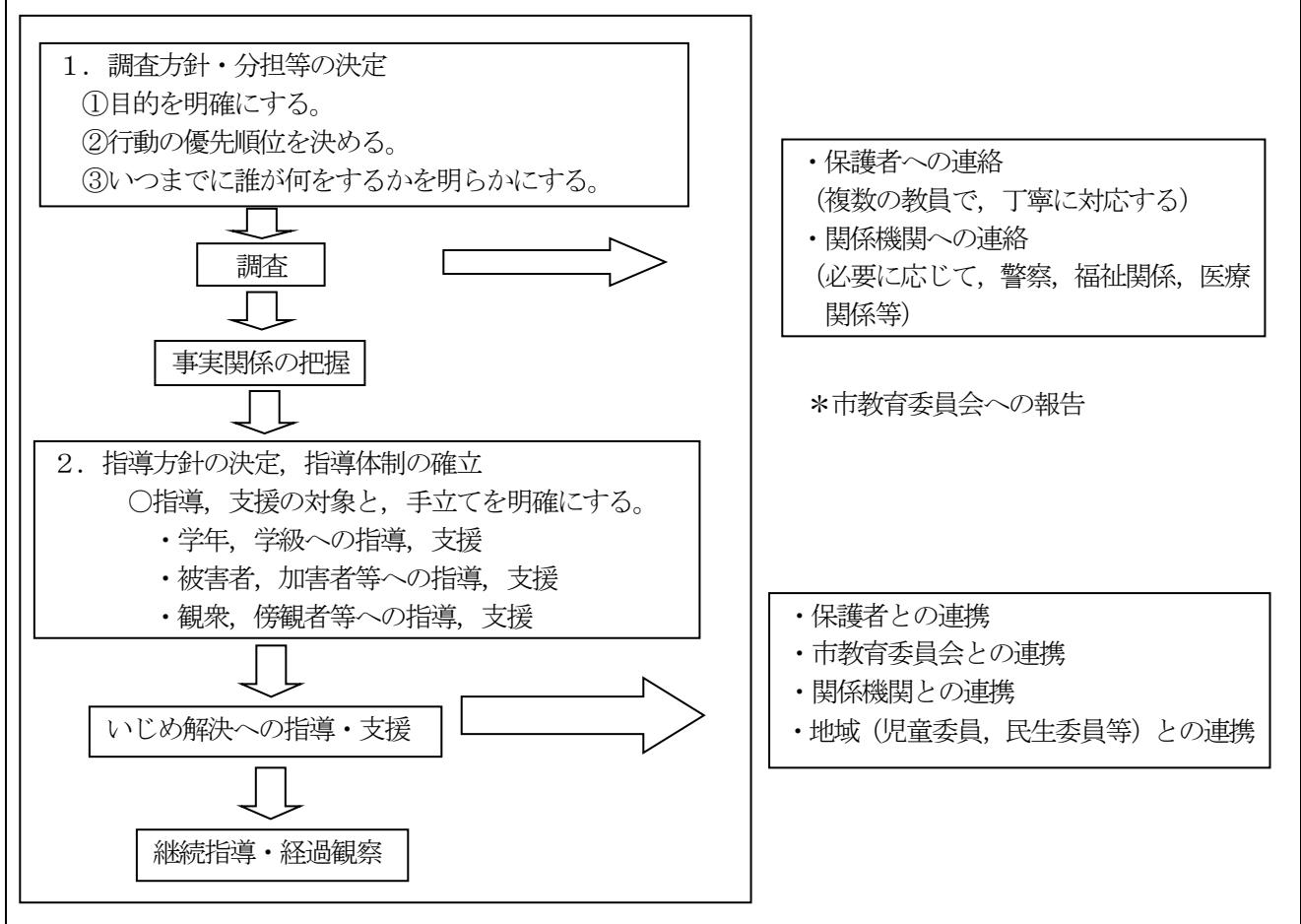
(3) いじめ認知時の対応に係るいじめ対策委員会《隨時開催》

① 事実関係の把握

- ・ アンケート調査等、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。
- ※ 構成メンバーについては、事案の内容や学校の実情に合わせて、上記委員を基本として柔軟に組織する。(小委員会)



② 対応の流れ



3. 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化

(1) いじめの防止

① 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し, 学びに向かう集団づくりに努める。
- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し, 一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

- ・道徳の時間を要として, 道徳教育を充実させることにより, 豊かな心を育み, 人間としての生き方の自覚を促し, 児童生徒の道徳性を育成する。
 - ・人としてしてはならないこと, すべきことを教え, よりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ※「とちぎの子どもたちへの教え」指導事例集(平成25年3月)・「教え育てる道徳教育」(平成30年3月)の活用

③ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して, 人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ, 社会性, 規範意識などを育てるため, 自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・児童会活動等において, 校内でいじめ根絶を呼びかける運動や, 児童同士で悩みを相談し合うなど, 児童の主体的な活動を必要に応じて推進する。

④ 人権教育の充実

- ・児童一人一人が自他の人権の大切さを認め合うことができるよう, 様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり, 他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう, 教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに, 指導に細心の注意を払う。

- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。
 - ・ 生命尊重やいじめ防止を目的とした取組の充実を図る。
- ア 教育相談（定期及び随時）
 イ 人権旬間
 ウ 心の整理箱（年2回実施、学校生活アンケートの内容を兼ねる）
 エ 相談ポストの活用
 オ Q-Uテスト（年2回）

⑤ 保護者・地域との連携

- ・ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得るとともにいじめの問題の重要性の認識を広める。
- ・ 家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・ 必要に応じて、学校、家庭、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、ともに学ぶ機会を設定したりする。

⑥ 児童に対しての情報モラル教育の実践

- ・ 道徳の時間や特別活動、さらに各教科において、適宜情報モラル教育を実践する。「情報モラル育成資料集」（平成23年2月栃木県教育委員会）の活用を図る。また、学年の発達段階に応じて、実践内容を工夫したり、外部講師の協力を仰いだりする。
 - ・ 児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器・ICT教材の適切な活用の仕方などについて指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
- ア 掲示板やブログ等で個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底する。
 イ SNSなどインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
 ウ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。
- ・ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう家庭訪問や個人懇談、学年学級懇談会等を通じて啓発に努める。（必要に応じて、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。）

⑦ 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- ・ いじめに関する全教職員対象の校内研修会を適宜実施する。
- ・ いじめに関するチェックリストを活用し、自己の取組や指導体制の改善を図る。

（2） 早期発見

① 児童の見守り・信頼関係の構築

- ・ 児童の些細な変化に気づくこと。
- ・ 児童との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努める。
- ・ 個人ノートや日記等の活用

② 情報交換による共有

- ・ 毎週1回の学年会時に児童指導に関する情報交換を行い、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ・ 毎月の職員会議後に全職員で児童指導に関する情報交換を行い、全校体制で情報を共有できるようにする。
- ・ 緊急に連絡したほうが良い事例に関しては、臨時の打合せを持つなどして、情報の共有を図る。
- ・ スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

③ いじめの実態調査の実施

- ・ 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。（「心の整理箱」を活用する。）

④ 教育相談の充実

- ・ 定期教育相談週間を年間2回行う。相談には事前に児童に記入させた「心の整理箱」にていじめの実態調査を行う。相談時には実態調査の内容も加味して、受容的な相談になるように努める。
- ・ 児童が気軽に相談できる体制を整備（相談ポストの設置等）するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- ・ 学校における教育相談について、保護者の理解を図るとともに、保護者の悩みにも応えることができる体制

にする。

⑤ 家庭との連携

- ・ 保護者には家庭においても児童の些細な変化があった場合には、学校と家庭で連携して速やかに対応できるよう呼びかけておく。
- ・ 学校だよりや学年だよりによる啓発を行うと共に、日頃より家庭との連携を密にし、信頼関係を構築する。

(3) いじめに対する措置

※「児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル」(平成14年2月)・「いじめ対応ハンドブック」(平成31年3月)を活用

① いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応に係る委員会)による調査

- ・ 「いじめ」と疑わしい事案を把握した場合、職員は速やかに管理職に報告する。
- ・ いじめ対策委員会(いじめ認知時の対応に係る委員会)が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、市および県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

② 保護者への報告

- ・ いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③ いじめられている児童及び保護者への支援

- ・ いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ・ 解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

④ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- ・ いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・ いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

⑤ いじめが起きた集団(観衆・傍観者)への働きかけ

- ・ いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・ はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ・ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

⑥ ネットいじめへの対応

- ・ ネットいじめを発見した(情報を受けた)場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑦ 警察との連携

- ・ いじめが触法行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

4. 重大事態への対応

- ・ 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下の通り対応する。
 - ア 市教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - イ 当該いじめの対処については、市教育委員会と連携し、弁護士、臨床心理士などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会(いじめ認知時の対応に係る委員会)が中心となり、学校組織をあげて行う。
 - ウ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。

- エ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- オ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- カ いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。